

1 保険金の請求方法



お客さま



郵便局／
かんぽ生命

①参照

保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があるとされる場合や、不明な点が生じた場合などについてもご連絡ください。

②参照

「契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付するご契約内容のお知らせでも確認できます。

③参照

被保険者のプライバシーに関することも伺いますので、受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

④約款・HP参照

主約款・特約条項の「別表(必要書類)」や「当社ホームページ」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)もご参照ください。

⑤しおり・HP参照

「マイナンバー(個人番号)の取扱い」(62ページ)や「当社ホームページ」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)もご参照ください。

⑥約款参照

主約款「第43条」、災害特約「第42条」、傷害入院特約「第39条」

1 入院した場合など ①

	請求できる 保険金	保険金受取人
満期のとき	満期保険金	満期保険金受取人
被保険者が死亡したとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
被保険者が入院したとき	入院保険金	被保険者

2 「契約内容」②を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

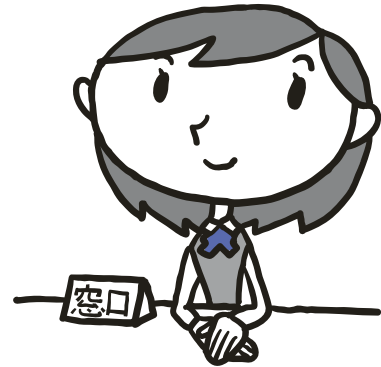
3 最寄りの郵便局、当社の支店、かんぽコールセンター
ここにきこう
☎0120-552-950
にご連絡ください③。

5 請求に必要な書類④をすべて用意の上、提出してください。

○保険金などの請求の際、ご契約者と保険金受取人のマイナンバーの提供をお願いします⑤。

8 当社から発行する保険金の支払いのご案内などにより、支払内容を確認してください。

気軽に
ご相談ください。



4 請求にあたり、必要な書類をご案内します。

6 提出書類の内容を確認します。

7 請求を受け付けた日の翌日から同日を含めて、5営業日以内⑥に保険金を支払います。

○なお、保険金を支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や調査が必要な場合は180日以内に、保険金を支払います。

保険料の払込免除の請求も同じです。

●契約内容の確認のお願い

○お客様の契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

- ☑被保険者が複数の契約に加入していませんか？
- ☑「死亡保険金」を請求する場合、請求していない「入院保険金」、「手術保険金」、「その他返戻金など」はありませんか？
(例えば、被保険者が亡くなる前に、入院したり、入院中に手術した場合)
- ☑当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、「不慮の事故」により、片方の目が見えなくなったり、両耳が聞こえなくなった場合)
- ☑当社の定める「重度障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、「病気」や「ケガ」により、両目が見えなくなったり、寝たきりになった場合)

●保険金などの請求権の期限 ①

○保険金、保険料の払込免除、返戻金その他諸支払金を請求する権利は、行使しないまま「5年間」を過ぎると、その権利がなくなります。

早めの連絡および請求をお願いします。

5年間

①約款参照

主約款「第44条」、
災害特約「第43条」、
傷害入院特約「第40条」

●提出書類の費用負担

○保険金などの請求の際には「**戸籍抄(謄)本**」、「**住民票**」などお客様が提出する書類があります。これらの**書類の取得費用は、「原則、お客様の負担」になります。**また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客様が提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。

確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金を請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、**診断書取得費用相当額として、6,000円を支払います。**

(注)当社所定の要件を満たしている必要があります。

6,000円

▶ 満期保険金の請求時の便利な取扱い

📖 約款参照

主約款「第43条」

📖 ①参照

満期保険金とともに支払われる契約者配当金を含みます。

一定の条件を満たす場合、満期保険金の請求に必要な書類を提出しなくても、ご契約者が指定した金融機関の口座（振込先口座）へ満期保険金①を支払います。

- この取扱いを利用するためには、以下の場合で、かつ、当社所定の条件を満たす必要があります。

- ご契約者と満期保険金受取人が同一人であること
- ご契約者が法人でないこと
- 指定する口座（振込先口座）がご契約者名義であること

- 指定した口座（振込先口座）は、当社から送付する以下のご案内などでお知らせします。指定した口座（振込先口座）の情報に変更がある場合は、お振込みができないときがありますので、速やかに当社にご連絡ください。
 - 契約後、保険証券を送付する際に同封するご案内
 - 毎年送付するご契約内容のお知らせ
 - 満期保険金の支払いに際し、事前に送付するご案内
- 満期保険金の支払金額を通帳などでご確認した後は、お手元の保険証券を破棄してください。

⚠️ ご注意

- 満期保険金を支払った場合で、保険期間が満了する前に被保険者が死亡していたときには、当社は満期保険金を受け取った方にその返還を請求し、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- 死亡保険金の支払事由に該当したときは、速やかに当社にご連絡ください。
- 満期保険金の支払いに際し、保険料の入金が確認できないときは、保険料を差し引いた金額で満期保険金を口座（振込先口座）に支払います。差し引いた保険料は、払込みが確認でき次第、口座（振込先口座）へ返金します。

▶ 指定代理請求制度

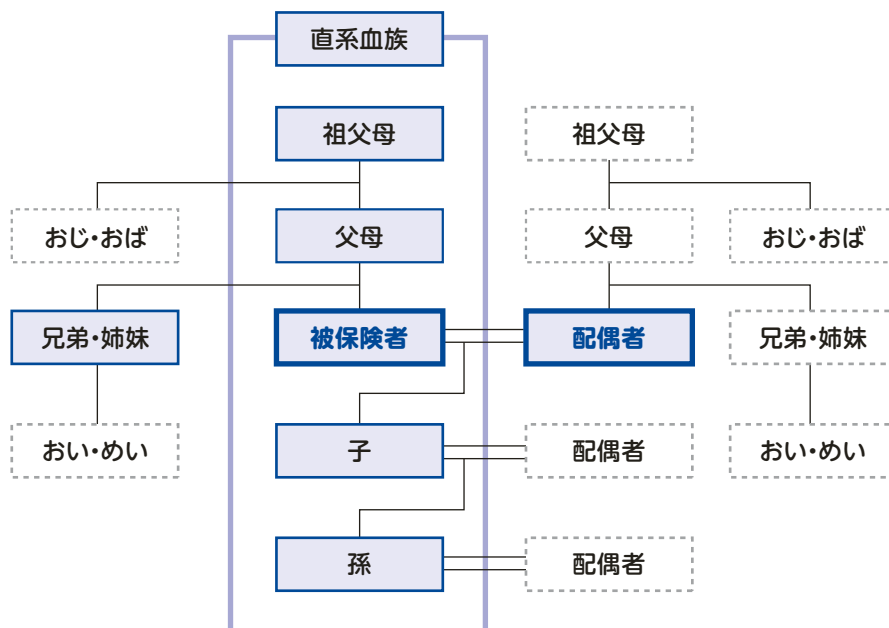
保険金受取人(=被保険者)が保険金を請求できない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金を請求できる制度です。

【指定代理請求ができる例】※当社が認めた場合に限りです。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき
- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。

- ☑ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ☑ 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- ☑ 被保険者の兄弟姉妹
- ☑ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(例えば、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

【指定代理請求人の範囲の例】



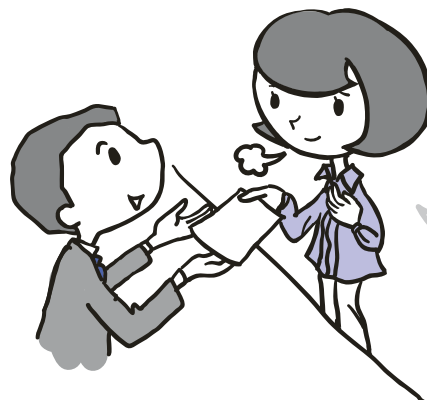
【指定代理請求人が請求できる保険金など】

基本契約・特約	保険金などの例
特定養老保険	満期保険金(※1) 重度障がいによる保険金(※1) 重度障がいの通知(※2) 身体障がいによる保険料の払込免除(※2) 重度障がいによる保険料の払込免除(※2)
無配当傷害入院特約	入院保険金、手術保険金、 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※2)
災害特約	傷害保険金 保険料の払込免除(※2)

- ※1 被保険者が受け取る場合(受取人が複数人である場合を除きます。)に限ります。
- ※2 ご契約者と被保険者が同一人の場合(ご契約者が複数人である場合を除きます。)に限ります。

⚠️ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。



あらかじめ
指定しておいて
よかったです。

2 基本契約の保障内容

▶ 特定養老保険(新一病壮健プラン)

(1) 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金 受取人 ^⑤
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	基準 保険金額	満期保険金 受取人
死亡保険金	契約日を含めて3年以内に「死亡」した場合		
	①「不慮の事故」 ^① または「当社所定の感染症」 ^② のとき	基準 保険金額	
	②「不慮の事故」または「当社所定の感染症」以外のとき		
	ア 2年以内のとき イ 2年を経過し3年以内のとき	基準保険 金額の50% 基準保険 金額の80%	
	契約日を含めて3年経過後に「死亡」した場合	基準 保険金額	
重度障がい による 保険金	被保険者が「重度障がいの状態」 ^③ (例えば、両目が失明したなど)になり、ご契約者からその旨の通知があった場合 ^④		死亡保険金 受取人
	契約日を含めて3年以内に「通知」があった場合		
	①「不慮の事故」または「当社所定の感染症」のとき	基準 保険金額	
	②「不慮の事故」または「当社所定の感染症」以外のとき		
	ア 2年以内のとき イ 2年を経過し3年以内のとき	基準保険 金額の50% 基準保険 金額の80%	
	契約日を含めて3年経過後に「通知」があった場合	基準 保険金額	
保険金の 倍額支払 (倍額保障)	被保険者が、契約日を含めて1年6か月(復活のときはさらに復活日を含めて6か月)を経過した後に ①「不慮の事故」(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「当社所定の感染症」(例えば、コレラ)により死亡したとき	満期 保険金額と 同額	

①約款参照

主約款「別表1」

②約款参照

主約款「別表2」

③約款参照

主約款「別表3」

④参照

「重度障がいによる保険金」は後日請求を行うこととし、保険料の払込免除を受けて契約を継続することもできます。ただし、このときは、あらためて「重度障がいによる保険金」の請求をしてください。なお、「重度障がいによる保険金」の支払いをしたときは、契約は消滅しますので、ご注意ください。

⑤約款参照

保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、主約款に基づき保険金受取人が変更となります。主約款「第27条」をご覧ください。

しおり36P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

(2) 保険料の払込免除ができる場合

- 被保険者が「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」
■ ①になったとき
- 被保険者が病気またはケガにより「重度障がいの状態」になったとき

①約款参照

主約款「別表4」

3 特約の保障内容

▶ 1 特約の共通事項

●特定養老保険に付加できる特約の概要は、以下のとおりです。

特約名	保障内容						詳しくは	
		死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	しおり	約款
無配当傷害入院特約	「不慮の事故」  ①での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	34 ページ	133 ページ
災害特約	「不慮の事故」での「ケガ」による「死亡」や「身体障がい」  ②に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	—	—	—	35 ページ	98 ページ

特約保険料の払込免除ができる場合

- 基本契約の保険料が払込免除となったとき
- 基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみを払込み中の場合で、被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

①約款参照

特約「別表1」

②約款参照

特約「別表2」

しおり36P参照

「保険金などを支払いきれない場合」をご参照ください。

①約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)

②約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)

③約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)および「別表4」

(1)「入院」および「手術」とは

- 「入院」①とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」②に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

「入院」に該当しない場合

- 病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本料)」の計上がないとき
(例えば、外来手術での、骨折の治療)
- 入院先が病院または診療所でないとき
(例えば、介護老人保健施設、鍼灸(しんきゅう)院、カイロプラクティック)
- ケガの治療を目的としないとき
(例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院)

- 「手術」③とは、治療を直接の目的として、器具を用いて、生きている体に切断、悪い部分を摘出し取り除くなどの操作を加えることをいい、傷害入院特約の別表4に定める「手術」をいいます。


「手術」に該当しない場合

- 傷害入院特約の別表4に定める「手術」に該当しないとき

(2) 1つの原因により2回以上入院した場合の「入院保険金」の取扱い

- 同じ不慮の事故により、2回以上の入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します  ①。


(3) 同一の日に2種類以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 同一の日に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類のみ手術保険金を支払います  ②。

(4) 一定の種類の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 当社の定める一定の種類の手術を受けたときは、1つの「不慮の事故」による入院につき「1回の支払いを限度」とします。


無配当傷害入院特約

1つの「不慮の事故」による入院にかかるもの  ③。

● 当社の定める一定の種類の手術の例

- ① レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- ② 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術

(5) 「手術保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金の支払事由に関係する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金の支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、当社はその約款の規定を変更する2か月前までに、ご契約者に連絡します  ④。

① 約款参照

傷害入院特約「第5条」

② 約款参照

傷害入院特約「第7条」

③ 約款参照

傷害入院特約「別表4」(備考9)

④ 約款参照

傷害入院特約「第42条」

▶ 2 無配当傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	「不慮の事故」 ①でのケガにより3年以内に1日以上の「入院」 ②をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 1つの不慮の事故による入院につき120日分が限度です。	特約基準保険金額 (入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金を通算します。)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に「手術」③をしたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率 ④)		
長期入院一時保険金	1つの「不慮の事故」①でのケガによる入院日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 × 3% (例)特約基準保険金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) $200\text{万円} \times 1.5 / 1000 = 3,000\text{円}$

約款参照

無配当傷害入院特約条項

①約款参照

傷害入院特約「別表1」

②しおり約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)および「特約の共通事項」(31ページ)

③しおり約款参照

傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(31ページ)

④約款参照

傷害入院特約「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、傷害入院特約「第4条」をご覧ください。

しおり36P参照

「保険金などを支払えない場合」をご参照ください。

▶ 3 災害特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
死亡保険金	「不慮の事故」 ☑①でのケガにより180日以内に「死亡」したとき	特約基準保険金額の全額	特約基準保険金額 (死亡保険金および傷害保険金を通算します。)	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」 ☑②になったとき	身体障がいの状態に応じて特約基準保険金額の10%~100%		被保険者 ☑③

●複数の身体障がいの状態になった場合の「傷害保険金額」

- ①1つの「不慮の事故」でのケガによって、**身体の同一部位** ☑④(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の**身体障がい**が生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合で計算した傷害保険金額となります。
- ②「不慮の事故」でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位と同一部位に、さらに身体障がい加わったときは、その結果、生じた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額から、すでになっていた**身体障がいの状態**に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

⚠️ ご注意

- 被保険者が「不慮の事故」の日を含めて4日以内に死亡したときは、傷害保険金は支払わず、死亡保険金を支払います。

☑ 約款参照

災害特約条項

☑ ①約款参照

災害特約「別表1」

☑ ②約款参照

災害特約「別表2」

☑ ③約款参照

被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱いは、災害特約「第4条」をご覧ください。

☑ ④約款参照

災害特約「別表4」の(4)

☑ しおり36P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

4 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

▶ 1 「保険金の支払事由」または「保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- 「保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、主約款・特約条項に定める支払事由または払込免除事由に該当する場合に受けることができます。
- 主約款・特約条項に定める保険金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

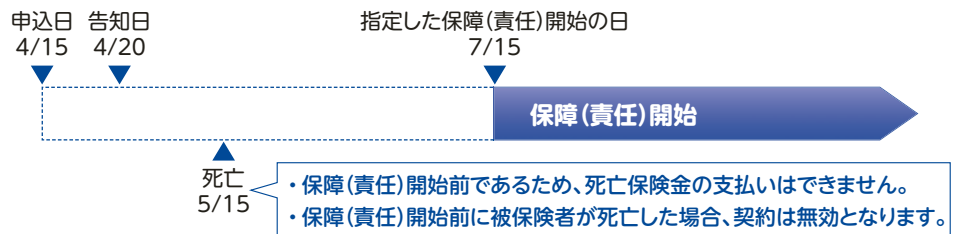
(1) 「保障(責任)の開始時」❑ ①前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- 「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が基本契約または特約の保障(責任)の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。
- したがって、保障(責任)の開始時にすでに生じていた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。

【保障(責任)開始の日を指定した場合の注意点】

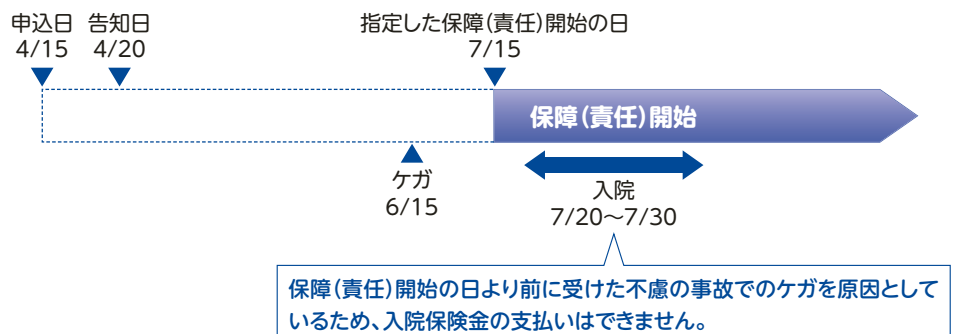
- 指定した保障(責任)開始の日より前に死亡しても、保障(責任)開始前であるため、保険金の支払いはできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に被保険者が死亡した場合】




- 指定した保障(責任)開始の日より前に生じていた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。


【例:指定した保障(責任)開始の日より前にケガをし、保障(責任)開始の日以後に入院した場合】



①しおり参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」(15ページ)、「契約の復活」(52ページ)

●ただし、保障(責任)の開始時前にかかっていた「病気」であっても、以下の場合には、保障(責任)の開始時以後にかかった「病気」とみなします  ①。

①契約の申込みの際に、その「病気」について告知  ②があったとき(※)

②その「病気」に関して、保障(責任)の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき(ご契約者または被保険者がその「病気」による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。)

ア 医師の診断、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(※)「質問表(告知書)」にご自身で記入(告知)した「病気」のみが該当します。
当社が引受けに当たって「病気」に関する事実を知っていたか否かにかかわらず、質問表(告知書)に記入(告知)しなかった「病気」は対象とはなりません。

(2) 当社の定める「入院」 ③に該当しないとき

(3) 当社の定める「手術」 ③に該当しないとき

(4) 当社の定める「重度障がいの状態」 ④に該当しないとき

(5) 当社の定める「身体障がいの状態」 ⑤に該当しないとき

 ①約款参照

主約款「第2・5条」、
災害特約「第7条」、
傷害入院特約「第9条」

 ②しおり12P参照

「健康状態などの告知」

 ③しおり・約款参照

「特約の保障内容」
(31ページ)、傷害
入院特約「第2条」
(備考)および「別表
4」

 ④約款参照

主約款「別表3」

 ⑤約款参照

主約款「別表4」、特
約「別表2」

▶ 2 免責事由などに該当する場合

- 保険金の支払事由や保険料の払込免除事由に該当する場合でも、当社の**主約款・特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いおよび保険料の払込免除はできません。免責事由などは、次のとおりです。**

(1) 保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類／保険金 免責事由など	特定養老保険			災害特約		無配当傷害入院特約		
	死亡保険金	重度障がいによる保険金	保険金の倍額支払	死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金
責任開始の日または復活の責任開始の日を含めて3年以内の自殺(※1)	○							
病気(当社所定の感染症を除く)を直接の原因とする事故			○					
ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失	①	②	○	③	④	④	④	④
被保険者の犯罪行為			○	○	○	○	○	○
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故			○	○	○	○	○	○
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故			○	○	○	○	○	○
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故			○	○	○	○	○	○
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故			○	○	○	○	○	○
地震、噴火または津波(※2)			○	○	○	○	○	○
戦争その他の変乱(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○
契約日を含めて1年6か月以内			○					
復活日を含めて6か月以内			○					

- ① 「ご契約者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。
- ② 「ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。
- ③ 「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読みます。
- ④ 「ご契約者、被保険者の故意または重大な過失」と読みます。

※1 自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金を支払います。

※2 危険の程度により保険金を全額または削減して支払うときがあります。

(2) 保険料の払込免除ができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類 ／払込免除 払込免除事由に 該当しても 保険料の払込免除を しない場合	特定養老保険		災害特約 無配当傷害入院特約	
	身体障がいによる 保険料の払込免除	重度障がいによる 保険料の払込免除	基本保険料の 払込免除に伴う 特約保険料の払込免除	身体障がいによる特約 保険料の払込免除
基本保険料が払込免除となった直接の原因が特約の責任開始時に生じたとき			○	
ご契約者、被保険者または特定された保険金受取人の故意または重大な過失	○	①		②
被保険者の犯罪行為	○			○
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○			○
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○			○
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○			○
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○			○
地震、噴火または津波(※)	○			○
戦争その他の変乱(※)	○	○		○

①「ご契約者、被保険者または特定された保険金受取人の故意」と読みます。

②「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読みます。

※ 危険の程度により保険料の払込免除をする場合があります。



▶ 3 告知義務違反①による解除の場合

▶ 4 重大事由による解除の場合

- 「重大事由」②とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ①ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ③保険金(保険料の払込免除を含みます。)の請求について、保険金受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ④ご契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
 - (※1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (※2)反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、ご契約者もしくは保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ⑤その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。ただし、上記④にのみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当した場合に限り、保険金のうち、その該当した保険金受取人に対して支払うこととなっていた保険金を除いた額を、他の受取人に支払います。
- 当社は、すでに保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶ 5 詐欺による取消し、 または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」[📖①](#)または「不法取得の目的」[📖①](#)により契約を成立させた場合は、その契約は取消しまたは無効となることがありますので、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

▶ 6 保険料の払込みがなく、基本契約または特約が 「解除」または「失効」となった場合

- 保険料の払込みがなかったため、基本契約または特約が解除となったときまたは効力を失った(失効した)ときは、その解除後または失効後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。詳しくは「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」のページ [📖②](#)をご参照ください。

▶ 7 加入限度額超過による解除の場合

- 基本契約または特約の保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約または特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません [📖③](#)。

[📖①約款参照](#)

主約款「第20・21条」、災害特約「第19・20条」、傷害入院特約「第20・21条」

[📖②しおり50P参照](#)

「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」

[📖③しおり14P参照](#)

「保険金の加入限度額」

5 保険金を支払うことができる事例と 支払うことができない事例

- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) に掲載しております。
- 契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

▶ 事例 1 告知義務違反があった場合(死亡保険金)

<主約款(告知義務違反による契約の解除)>

○ 支払うことができます。

契約の申込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡した場合

死亡の原因となった「胃がん」と告知義務違反による契約の解除の原因となった「慢性C型肝炎」との間に因果関係がないため、死亡保険金を支払います。

× 支払うことができません。

契約の申込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で死亡した場合

死亡の原因となった「肝硬変」と告知義務違反による契約の解除の原因となった「慢性C型肝炎」との間に因果関係があるため、死亡保険金の支払いはできません。

解説

- 契約の申込みに際して、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことはありません。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険金などの支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、告知義務違反として契約を解除することがあります。この場合、死亡保険金の支払いはできません。
ただし、保険金などの支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金などを支払います。
- 保障(責任)開始の日から2年を経過していても、保険金などの支払事由が2年以内に発生していた場合には、契約を解除することがあります。

▶ 事例 2 病気を原因とする場合(保険金の倍額支払)

<主約款(保険金の倍額支払)>

○ 支払いできます。

健康体の幼児が、パンを喉につかえさせ、呼吸困難により死亡した場合

約款に定める不慮の事故である「その他の不慮の窒息」に該当するため、保険金の倍額支払をします。

× 支払いできません。

「脳卒中」の後遺症のため、嚥下(えんげ)障がいが生じている被保険者が、流動食を誤嚥して、窒息死した場合

約款に定める不慮の事故である「その他の不慮の窒息」から除外する「疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の気道閉塞を生じた食物の誤嚥」に該当するため、保険金の倍額支払はできません。

解説

○保険金の倍額支払は、被保険者が契約日からその日を含めて1年6か月を経過した後に、不慮の事故 ①を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症 ②を直接の原因として死亡したときに、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額の保険金を支払います。

ただし、以下の場合には、保険金の倍額支払はできません。

- ・約款に定める「免責事由」 ③に該当する場合
- ・復活した保険契約において、その復活日からその日を含めて6か月を経過しない場合

①約款参照

主約款「別表1」

②約款参照

主約款「別表2」

③しおり38P参照

「免責事由などに該当する場合」

▶ 事例 3 重大な過失などがある場合(保険金の倍額支払)

<主約款(保険金の倍額支払)>

○ 支払できます。

【被保険者の不注意】
被保険者がうっかりわき見運転でガードレールに衝突して死亡した場合

【被保険者の軽度の酒酔い状態での事故】
被保険者がほろ酔い状態で横断歩道を通常に歩行していて、走行中の車にはねられて死亡した場合

✕ 支払できません。

【被保険者の重大な過失】
被保険者が自動車運転中、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突し、死亡した場合

【被保険者の泥酔状態を原因とする事故】
被保険者が泥酔して道路で寝込んでいるところ、車にひかれて死亡した場合

①しおり38P参照
「免責事由などに該当する場合」

いずれも約款に定める不慮の事故である「交通事故」に該当するため、保険金の倍額支払をします。

それぞれ約款に定める「免責事由」①である「保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」または「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に該当するため、保険金の倍額支払はできません。

②約款参照
主約款「別表1」

解説

○保険金の倍額支払は、被保険者が契約日からその日を含めて1年6か月を経過した後、不慮の事故②を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症③を直接の原因として死亡したときに、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額の保険金を支払います。

ただし、以下の場合には、保険金の倍額支払はできません。

- ・約款に定める「免責事由」①に該当する場合
- ・復活した保険契約において、その復活日からその日を含めて6か月を経過しない場合

③約款参照
主約款「別表2」

▶ 事例 4 重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)

<主約款(重度障がいによる保険金の支払)>

○ 支払できます。

事故によるケガで、両目の損傷により失明した(障がいの状態が固定し、かつ、医師に回復の見込みがないと診断された)場合

✕ 支払できません。

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、医師に回復の見込みがあると診断され、現在治療中である場合

障がいの状態(両目の失明)が固定し、かつ、回復の見込みがなく、約款に定める重度障がいの状態に該当するため、重度障がいによる保険金を支払います。

両目の視力に回復の見込みがあり、約款に定める重度障がいの状態に該当しないため、重度障がいによる保険金は支払できません。

④しおり36P参照
「保険金などを支払できない場合」

解説

○重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、ご契約者からその通知を受けて支払います④。

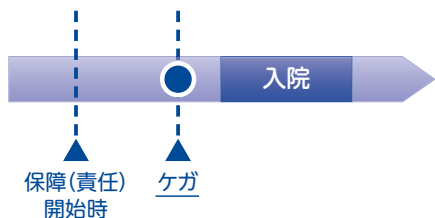
○約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。

▶ 事例 5 保障(責任)開始時に受けたケガを原因とする場合 (入院保険金)

<無配当傷害入院特約 第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払えます。

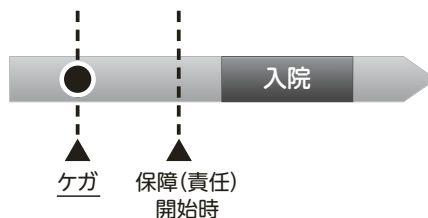
保障(責任)開始時以後に不慮の事故により受けたケガを原因とする入院をした場合



入院の原因となったケガが保障(責任)開始時以後に受けた不慮の事故によるものであるため、入院保険金を支払います。

× 支払えません。

保障(責任)開始前から不慮の事故でのケガの治療を受けていたが、保障(責任)開始時以後に悪化して入院した場合



入院の原因となったケガが保障(責任)開始時に受けた不慮の事故によるものであるため、入院保険金は支払えません。

解説

- 入院保険金は、保障(責任)開始時以後に発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院に対して支払います。
- 保障(責任)開始前に発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院は、支払えません。

▶ 事例 6 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

<無配当傷害入院特約 第3条、第5条、第6条>

○ 支払えます。

階段で転倒したときに腰を骨折し、130日入院した後に退院した。退院した2か月後に交通事故により足を粉碎骨折し、130日入院した場合

- ・階段での転倒による骨折での入院は、120日分(支払日数限度まで)支払います。
- ・交通事故による粉碎骨折での入院は、階段での転倒による骨折での入院とは骨折の原因となった不慮の事故が異なるため、別の不慮の事故として120日分(支払日数限度まで)支払います。

× 2回目の入院は支払えません。

交通事故により足を粉碎骨折し、130日入院した後、一度退院したものの、手術のため再度7日入院した場合

- ・1回目の交通事故による粉碎骨折での入院は、120日分(支払日数限度まで)支払います。
- ・手術のための2回目の入院は、1回目の入院と同じ不慮の事故でのケガを原因とする入院のため、1回目の入院と通算しますので、入院保険金は支払えません。

解説

- 入院保険金は、1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院に対して、120日分を限度に支払います。
- 1つの不慮の事故によって2回以上入院された場合、それらの入院が事故の日から3年以内に開始されたものであれば、それらの入院は1つの不慮の事故による入院とします。
- ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金を支払います。

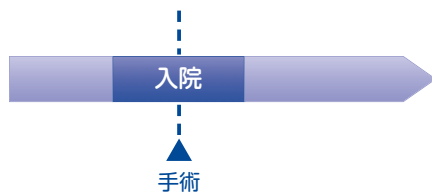
▶ 事例 7

入院を伴わない手術などの場合(手術保険金)

<無配当傷害入院特約 別表4>

○ 支払えます。

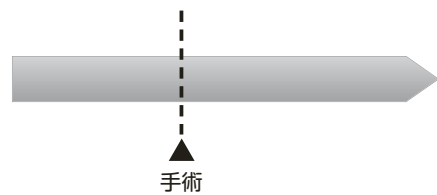
入院を伴った所定の手術を受けた場合



入院中に受けた手術のため、手術保険金を支払います。

× 支払えません。

入院を伴わない外来での手術を受けた場合



入院をせず外来で手術のみを受けたときは、手術保険金は支払えません。

解説

- 手術保険金は、入院保険金を支払うことができる入院期間中(※)に、その入院の原因となった不慮の事故でのケガにより所定の手術を受けたときに支払います。
(※)病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本)料」の計上がないとき(例えば、外来手術をしたとき)は、「入院保険金を支払うことができる入院」には該当しません。
- 入院を伴わない外来での手術とは、入院をせず外来で手術のみを受けた場合などを指します。
(注)「外来診療」、「回復室での処置」、「医療法に定める許可病床以外の施設での滞在」は、「入院」には含まれません。
- 入院保険金を支払うことができる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた手術についても手術保険金を支払います。

▶ 事例 8 1回の支払いを限度とする手術の場合(手術保険金)

<無配当傷害入院特約 別表4>

○ 支払いできます。

事故による骨折で入院中に、
1回目: 大腿骨骨折観血的接合術
(筋骨の手術)
2回目: 肋骨骨折観血的接合術
(筋骨の手術)
を受けた場合

筋骨の手術は1回の支払いを限度としない手術であるため、2回目以降も手術保険金を支払います(同日の手術は、高い倍率の手術1回のみ支払います。)

✕ 2回目の手術は支払いできません。

スポーツ中の外傷で入院中に、
1回目: 関節鏡下靭帯断裂形成手術
(内視鏡による手術)
2回目: 関節鏡下半月板縫合術
(内視鏡による手術)
を受けた場合

内視鏡の手術は1回の支払いを限度とする手術であるため、1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院について、2回目以降の手術保険金は支払いできません。

解説

○以下の種類の手術は、1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院(※)につき、1回目のみ支払います。

- レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術

(※)1つの不慮の事故によって2回以上入院した場合、それらの入院がその事故の日から3年以内に開始されたものであれば、それらの入院は1つの不慮の事故による入院とします。

▶ 事例 9 身体障がいになった場合(傷害保険金)

<災害特約 第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後医師に回復の見込みがないと診断された場合

障がいの状態(脊髄損傷)が固定し、かつ、回復の見込みがなく、災害特約条項に定める身体障がいの状態である「両下肢の用を全く永久に失ったもの」に該当するため、傷害保険金を支払います。

✕ 支払いできません。

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなったが、医師に回復の見込みがあると診断された場合

両膝の関節に回復の見込みがあるため、災害特約条項に定める身体障がいの状態に該当しないことから、傷害保険金は支払いできません。

解説

○傷害保険金は、被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に災害特約条項に定める身体障がいの状態に該当し、その身体障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない場合に支払います。

○災害特約条項に定める身体障がいの状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がいの状態とは異なります。